

○ 一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
- ② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………取得原価
- ② 満期保有目的以外の有価証券（市場価格のないもの）……………取得原価
- ③ 出資金（市場価格のないもの）……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法
- ② 無形固定資産……………定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金  
未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金  
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
該当ありません。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

平成 29 年 7 月 5 日に発生した「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」により、被災地域の工作物等において多大な被害を受けています。

4 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ・福岡高裁平成 29 年（ネ）第 39 号  
賠償請求控訴事件 373 百万円
- ・福岡地裁平成 26 年（ワ）第 3880 号  
損害賠償請求事件 350 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産は、未利用県有地のうち、売却に必要な事務処理が完了しているもののほか、概ね 1 年以内に売却可能となる見込みのある土地（130 百万円）を計上しています。
- ② 基金借入金（繰替運用）  
該当ありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における 短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	1,822,107 百万円	1,791,207 百万円
財務書類の対象となる会計の 範囲の相違等に伴う差額	342,364 百万円	337,685 百万円
繰越金に伴う差額	△35,480 百万円	—
資金収支計算書	2,128,891 百万円	2,128,892 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（13 会計）の分だけ相違します。

また、繰越金について、歳入歳出決算書では収入としているのに対し、資金収支計算書では計上していないため、その分だけ相違します。

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書 業務活動収支</u>	<u>△75,223 百万円</u>
投資活動収入の国等補助金収入	62,825 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	82,380 百万円
減価償却費	△89,030 百万円
賞与等引当金繰入額	△27,251 百万円
退職手当引当金繰入額	△34,116 百万円
徴収不能引当金繰入額	△1,158 百万円
資産除売却益	2,381 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△79,192 百万円</u>

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 200,000 百万円